指定管理法人に条例を適用するにあたって、改正を要する条文

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 条　文 | 概　要（現行の規定） |
| 1 | 個人情報取扱事務登録簿の登録及び縦覧（第６条） | 指定管理者の管理に係る公の施設を所管する実施機関（以下「指定実施機関」という。）は、個人情報取扱事務登録簿を作成し、一般の縦覧に供しなければならない。 |
| 2 | 収集の制限（第７条） | 指定管理者は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。 |
| 3 | 利用及び提供の制限（第８条） | 指定管理者は、個人情報取扱事務の目的以外に個人情報を、当該指定管理者内において利用し、又は指定実施機関以外のものに提供してはならない。 |
| 4 | 適正管理（第９条） | 指定管理者は、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で、その保有する個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。 |
| 5 | 委託に伴う措置等（第10条） | 指定管理者は、個人情報取扱事務を実施機関以外のものに委託するときは、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。 |
| 6 | 職員等の義務（第11条） | 指定管理者の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。 |
| 7 | 開示請求（第12条） | 何人も、指定実施機関に対し、指定管理者が現に保有している自己に関する個人情報であって、検索し得るものの開示を請求することができる。 |
| 8 | 訂正請求（第23条,第26条） | 何人も、指定実施機関に対し、指定管理者が現に保有している自己に関する個人情報について、事実に関する誤りがあると認めるときは、その訂正を請求することができる。 |
| 9 | 利用停止請求（第31条） | 何人も、指定実施機関に対し、指定管理者が現に保有する自己に関する個人情報が条例の規定に違反して収集された等と認めるときは、当該個人情報の利用の停止又は消去等の措置を請求することができる。 |
| 10 | 是正の申し出（第32条,第34条） | 何人も、指定実施機関に対し、指定管理者が現に保有している自己に関する個人情報の取扱いが、この条例の規定に違反して不適正であると認めるときは、その取扱いの是正を申し出ることができる。 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 条　文 | 概　要（現行の規定） |
| 11 | 苦情の処理（第45条） | 指定実施機関は、指定管理者が現に保有している個人情報の取扱いについて苦情の申出があったときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めなければならない。 |
| 12 | 他の制度との調整等（第46条） | 実施機関及び指定管理者が府民の利用に供することを目的として管理している図書、刊行物等に記録されている個人情報については、個人情報の保護に関する規定は適用しない。 |
| 13 | 指定管理者の特例（第53条の３） | 実施機関に係る個人情報の保護の規定は、指定管理者による公の施設の管理に係る個人情報の取扱いについて準用する。 |
| 14 | 罰則（第59条） | 指定管理者が行う府の公の施設の管理の業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供したときは、２年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。 |